

令和 年度 市民税・県民税申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

現住所	フリガナ	印
1月1日現在の住所 〔 _____ 〕	氏名	

1. 住民税（市民税・県民税）の申告における上場株式等の所得について、（ア）（イ）のうち該当する方に○をつけてください。

※必ず裏面の留意事項を確認のうえ御記入ください。

（ア） 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得の全部について、住民税では申告しません。

（イ） 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記のとおり申告します。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※ 確定申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等のうち、**所得税15.315%（※1）住民税5%**の税率で源泉徴収（特別徴収）されている所得のみ、住民税において申告不要制度が利用できます。

所得税が20.42%（※1）で源泉徴収されている配当等については、必ず総合課税で市民税・県民税の申告をいただく必要があるため、該当する配当等がある方は総合課税欄に金額を御記入ください。

※1 復興特別所得税を含む所得税の税率

2. 過去3年間の間に上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の損失があり、住民税において当該損失の繰越控除を適用する方は、下記に金額を御記入ください。

※ 損失の基となった上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、該当年度の住民税で申告不要を選択していた場合は、翌年以降に当該損失の金額を繰り越すことはできません。これまで毎年度、上場株式等の全てについて申告不要制度を選択していた場合は、下記の記入は不要です。

	前年度から繰り越された損失の額	本年度分で差し引く損失の額
本年度の3年度前分	円	円
本年度の2年度前分	円	円
本年度の前年度分	円	円
	本年度分の損失の額	翌年度以後に繰り越される損失の合計額
本年度分	円	円

● この付表は、**申告期限まで**に提出してください。

● 提出の際は次の書類を添付してください。

① 市民税・県民税申告書

② 確定申告書の控えの写し（一式）

③ 上場株式等の配当等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方のみ）

（例）上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など

④ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）

（例）特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など

留意事項

- (1) 所得税及び住民税が源泉徴収される特定口座（以下、「源泉徴収口座」という。）における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
- ① 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
 - ② 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等とその源泉徴収口座に受け入れた配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合は、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
 - ③ 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告することとする変更もできません。
- (2) 所得税及び住民税が源泉徴収されない特定口座（以下、「簡易申告口座」という。）又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
- ① 簡易申告口座又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等は、申告不要制度を選択することはできません。
 - ② 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等の配当所得等で所得税及び住民税が源泉徴収されている配当等は、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- (3) 大口株主等に支払われる上場株式等の配当所得等および未公開株式等の配当所得等
- 所得税が20.42%で源泉徴収されている大口株主等に支払われる上場株式等の配当等や未公開株式等の配当等は、必ず総合課税で市民税・県民税の申告をしなければなりません（申告不要制度や分離課税での申告を選択することはできません）。ただし、確定申告において申告している場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。